

第26回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成27年7月6日（月）午後1時15分～午後3時15分

第2 場所

福島地方裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

岩渕敬，太田久弥，菅野篤，小針藤助，鈴木千賀子，鈴木二三子，高橋讓（委員長），中島真一郎，中野重孝，福島哲仁，渡邊ゆり（五十音順，敬称略）

2 説明者

鎌田簡易裁判所判事，中脇民事首席書記官，星刑事首席書記官，浅川主任書記官，渡邊事務局長，井筒事務局次長

3 係員

小抜総務課長，山口総務課広報係長

第4 開会等

委員長挨拶，委員の交代，新任委員の紹介，委員長代理指名（中島真一郎委員）

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

1 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について

－三権分立と司法の役割－

- 裁判所は，余り行きたいと思うようなところではない。具体的な理由があるわけではないが，何か悪いことをしたとき，あるいは身に覚えのない容疑で，出頭を求められるという漠然とした好ましくないイメージがあるからだろう。裁判所の雰囲気も一般市民が親しみを感じない理由と思われる。まず，外見が

いかめしく、重々しい。中に入っても、用がなくても来たくなるような雰囲気ではない。しかし、周りに聞いてみると、「裁判所はその役割を考えれば重々しい雰囲気でのよいのではないか。」という考えの人も多い。その役割に合った雰囲気が必要であろう。

三権分立の意味について考えてみると、立法権と行政権は、日常生活に影響があるので身近に感じる要素があるが、司法権は衆議院選挙のときに実施される最高裁判所裁判官国民審査のときに思い出す程度である。国民の目から見て、この三権分立にはどういう意味があるのだろうか。それぞれの権力は他の権力から干渉されないことを言うのか、逆に、それぞれの権力をお互いに見張っている（干渉する）ことをもって言うのか。司法権が立法権や行政権を見張る役割はどうかというと、今は、例えば国政選挙の一票の格差など、誰かが違憲性を訴えることで司法権が働く仕組みである。国民が訴えるまでもなく、裁判所が司法権を自ら行使して、政府や国会に勧告することがあってもよいのではないか。そうであれば、国民は、より三権分立の意味を感じるのではないだろうか。

- 裁判所に対する印象について、また、三権分立や司法権の働きについて本質的な御指摘をいただいた。違憲の疑いのある法律や行政処分の合憲違憲の判断に当たり、具体的な事件が裁判所に係属し、当事者がその違憲を主張することを待たなければならないのかという点について、他国の例としては、そのような必要はないという法制を採る国も現に存在しているところ、我が国の現在の法制では、違憲審査権は、具体的な争訟、すなわち、権利義務に関する紛争において、その紛争を解決する手段として行使することができるとするのが最高裁判所の判例であり、多くの学者が採用している見解である。具体的な事件を離れて違憲審査権を行使できることを規定した法律もない。現在の裁判所が、これとは別の解釈をすることは実際に容易ではないと考える。そのような観点からすると、委員の御指摘は、立法論的な意味合いを含めた裁判所への応援メ

ッセージと受け止めたい。

- 法律家の一員である者からすると、裁判所は開放的に見える。どの辺りが親しみを感じないのか。
- 外観がいかめしい。実際に中に入ってみると明るくて、私はいかめしさは特に感じないが、一般の人にとってはいかめしいイメージがあると思う。
- 司法書士にとっては、平成15年に簡裁で訴訟代理権が行使できるようになって、裁判所はより身近になった。
- 裁判所に来るのは嫌だと思っている人が多いのは事実である。裁判所には親しみは持てないのだろうと思う。権利を守るために裁判しかないということになった場合に、気持ちが引いてしまうことがないように、いつでも裁判所に立ち寄れるようなイメージ作りは必要だと思う。具体的には、初めて来た人には少し分かりづらいので、裁判所に入ったときに、どこに行けばいいか分かるように案内を工夫してもらいたい。
- 民事事件の判決を読んだことがあるが、法律用語が難しく、読みづらい。素人にも分かるように書いてもらいたい。
- 判決については、分かりやすさを念頭に置いて、当事者に分かるように書いていると思うが、理解してもらえないということであれば、目的は十分達せられていないことになる。御指摘はしっかり受け止めたい。
- 以前の判決は難解だったが、今はずいぶん分かりやすくなったと思う。ただ、判決文をそのまま新聞記事にはできない。読者に分かるように記者が言葉を変えている。

また、裁判所では、手続の案内を行っていると思うが、困りごとを持つ人が、本当に相談したいのは、自分の問題がどうなるのかという点だと思われる。そういった相談に応じるのは、弁護士会や司法書士会などだと思うのだが、裁判所の中に、そういった要望を、他の機関につなぐ窓口があると良いのではないかと思う。

- この建物は新しく大変明るく、すばらしいと思うが、中に入ったときには重圧感を感じる。ただ、通常の公共施設とは違って良いのではないかと思う。裁判所を利用する人に親切であれば、それで十分なのではないか。
- 裁判所に来庁した人に、親切に分かりやすく説明してほしいと思うが、建物や雰囲気は親しみやすいものでなくて良いと思う。軽い気持ちで裁判所に来るというのは、日本の国民性に合わないのではないか。ある程度荘厳であってほしいと思う。
- 基本的には、変わってはならないことまで変えてはならないと思っている。裁判所に救いを求めたい人が、いつでも裁判所に入り、親切に話を聞いてもらい、手続の案内を受け、手続を進められるということはありがたいことだと思う。裁判所の広報行事などで、見学や体験をすることができると思うが、裁判所の使命を、日常的に、市民の皆さんに伝えることができれば良いと考える。
- 裁判所の制度や仕組みなど、知らないことは多いと思うので、もっと知ってもらうようなPRをして、活用してもらえようにしたら良いのではないかと思う。

3 民事調停手続について

手続の説明の前に、待合室、調停室を案内し、各室について説明した。

- 平成26年度の福島簡裁の民事調停事件の概況について説明する。新受件数の総数は156件、既済件数の総数は179件となっている。終局事由の内訳は、調停成立が55件、決定（17条）が45件、調停不成立が38件、取下げが32件、その他が9件となっている。成立と決定が全体の56%を占めており、取下げのうち半数が解決済みとして計算すると約70%が紛争解決に至ったものと考えられる。調停事件の事件数は、東日本大震災以降、増加の傾向は見られない。
- 民事調停制度は、世界的にも注目される、成功した制度である。大正11年の借地借家調停法が出発点となり、各分野で調停制度が設けられた。これらを

一本化するため、昭和26年に民事調停法が施行された。民事調停制度は、紛争解決のために、当事者が譲歩し合って、合意を形成することを目的とする。法律の精神の枠内で、健全な常識にかなった、実情に即した合意に向けて、解決策を探っていく手続である。民事調停は非常に使い勝手の良い手続である。定型的な申立てについては、ひな型が用意されており、担当者の説明を受けながら書くことができる。手数料は訴訟に比べて低額である。調停委員会は、調停主任及び調停委員2人以上で構成される。調停で話合いがまとまった場合は、調停成立となり、話合いがまとまらなかった場合は調停不成立となる。合意が成立する見込みがない場合で相当と認める場合、裁判所が調停に代わる決定をすることもある。調停に代わる決定に対して、2週間以内に異議の申立てがあった場合は効力を失う。調停成立となった場合あるいは調停に代わる決定が確定した場合、調停調書正本あるいは決定正本は債務名義となり、約束どおりの支払がされない場合、強制執行の手続を執ることができる。

○ 私は調停委員であるが、調停では、当事者双方の主張をよく聴き、どう解決したら良いのか、双方が納得のいく合意にどう導けるのかを考えている。適時に、相調停委員との意見交換、裁判官との評議を行い、当事者に対しては、進行について、期日の都度、その進み具合や、次回に向けてどんな問題があるか、次回までに考えてきてほしいことなどを話すことにより、手続の透明化を図っている。調停委員会に求められているのは、当事者の主張を明確にし、紛争の真の原因が何であるかを把握し、当事者が納得のいく解決方法を発見することだと考えている。福島調停協会では、調停手続の普及と広報のため、年一回、報道機関との間で意見交換を行っている。また、県内の各調停協会が、それぞれの地域で、毎年11月に無料相談会を開催している。さらには、より良い調停の実現に向けて、調停委員の研さんも必要であることから、自主的な研修も行っている。

○ 金銭に換算できない請求は、調停になじまないのか。また、調停で決まった

内容を相手方が守らない場合、強制する手段はあるのか。

- 金銭に換算できない請求でも、調停申立ては可能である。
- 金銭に換算できない請求の場合、訴額算定不能として、160万円の請求があったものとして取り扱う。また、調停が成立したのに、約束が守られない場合、調停調書には判決と同じ効力があるため、例えば給料や不動産の差押えなど、強制執行の手続を執ることができる。
- 金銭に換算できない請求というのは、具体的にはどういったものがあるか。
- 交通調停で、相当額の支払を求める場合などがある。
- 震災後、新受件数は落ち着いているとのことであるが、端的に言うと、民事調停は活発なのか、そうではなく、広報の必要性を感じているということなのか。
- 東北全体で減少傾向にある。阪神淡路大震災の際は、2年目に調停が激増したと聞いているが、東日本大震災後は減少傾向が続いている。広報については、調停協会が様々な活動をしているが、それだけでは足りないのかと感じている。各種相談窓口などと連携し、調停手続の利用につながる流れを作っていく態勢が必要ではないかと考えている。
- 調停手続は、訴訟よりも費用が低額で済み、話し合いがまとまれば解決までの時間が早く、調停調書によって強制執行が可能となる手続である。このような特色をPRしていきたい。

第6 次回（第27回）開催について

次のとおり了承された。

- 1 日時
平成28年2月1日（月）午後1時15分
- 2 場所
福島地方裁判所5階第1会議室
- 3 テーマ

- (1) 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について
- (2) 裁判員裁判の実施状況，課題等について

以 上